

## 4 新分野事業及びその手続きについて

今回の公募から、従前の施設への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等が、認定支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(以下、「新分野等」という)により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができるようになりました。

### <新分野事業の例>

・新商品製造ラインへの転換 ・生産効率向上 ・新商品、新サービス開発 ・新市場開拓調査 ・従業員確保のための宿舍整備 等

◆新分野事業の実施については、次の条件があります。

- ①震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とすること。
- ②下記について、**認定支援機関の確認を受けること。**
  - ・従前の施設・設備等の原状復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。
  - ・新分野事業の実施により更なる売上げ回復を目指していること。

### ◆新分野事業の手続きについて◆

中小企業グループ「復興事業計画」策定

- ①震災前の所有施設・設備の原状回復に必要な経費算出  
(施工業者2社以上から見積書を徴取→安価な方の額の75%が補助上限)
- ②新事業の実施に必要な経費の算出(施工業者から見積書を徴取)

③認定支援機関へ確認依頼

- (復興計画案・見積書等を認定機関に提出し、下記に係る確認書を徴取)
- ・従前の施設等への復旧では、震災前の売上げまで回復が困難であるか。
  - ・新分野事業の実施により、売上げ回復が見込まれるか。

④申請書類・見積書・認定支援機関の確認書についてグループ代表に提出

グループ代表が県に復興事業計画の認定申請